

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区

[指定：平成25年2月、認定：平成25年6月]

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.5 + 4.8) / 2 = 4.7$

4.7

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|----|----------------------|------|----|
| 1 | 防災・減災機能の充実・強化 | 68% | 3 |
| 2 | 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積 | 127% | 5 |
| 3 | 新しいライフスタイルの実現の場の創出 | 142% | 5 |
| 4 | 暮らしを支える基盤の整備 | 96% | 5 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.5$

4.5

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標4は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.8

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i), ii), iii) の平均値 $(4.5 + 4.3 + 4.5) / 3 = 4.4$

4.4

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設

(概要)

・土地利用の方針決定を迅速化する新たな協議スキームが構築されたため、農地転用に関する事前調整が短期間で完了するなど、工業団地整備に向けて、取組が加速的に進んでいる。

(事項)

・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和

(概要)

・平成26年4月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則が一部改正され、農畜産物の加工・販売施設の設置については、現行法において実現が可能となったため、6次産業化施設の整備等が進んでいる。

(事項)

・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和

(概要)

・木質バイオマス発電施設整備に関する森林資源の扱いについて、現行法で対応可能であることが確認できたため、小山町において、関係機関等との調整や設備仕様等の基本計画の策定に着手している。

等

専門家による評価の平均値

4.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.3

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.3

・特区事業全般について順調に進捗しており、県独自の推進制度の創設、規制緩和や条例制定、支援体制強化等の地域独自の支援措置の充実、多面的な取組の効果が県内各地に拡大している点が評価できる。

・津波対策施設の整備は計画通り進んでいないが、景観・産業との利益衡量や住民同意取り付けの難しさに主な原因があり、取組の方向性に問題があるとは言えない。

・駿河湾港湾取扱貨物量の増加については、他港湾との比較優位をもっと打ち出す必要があり、関係各所との連携や対応を行い、今後の発展を期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.7+4.4+4.3 \times 2) \div 4 = 4.4$

4.4

(注) 評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。